

小牧市高齢者健康生きがい推進支援事業検討委員会設置要綱

〔 令和2年5月18日
2小健第195号 〕

(設置)

第1条 市が関係する機関及び団体と協働して行う高齢者の健康生きがい推進支援事業（以下「事業」という。）の推進に関し必要な事項について検討するため、小牧市高齢者健康生きがい推進支援事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高齢者の就労に係る支援に関すること。
- (2) 高齢者の地域活動への参加に係る支援に関すること。
- (3) その他事業の推進に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークに属する者
- (2) 公益社団法人小牧市シルバー人材センターに属する者
- (3) 春日井公共職業安定所に属する者
- (4) 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会に属する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員会に、個別検討部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康生きがい推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。